

ADR への弁理士の関与の現状と今後の課題

平成 14 年 9 月 30 日

日本弁理士会

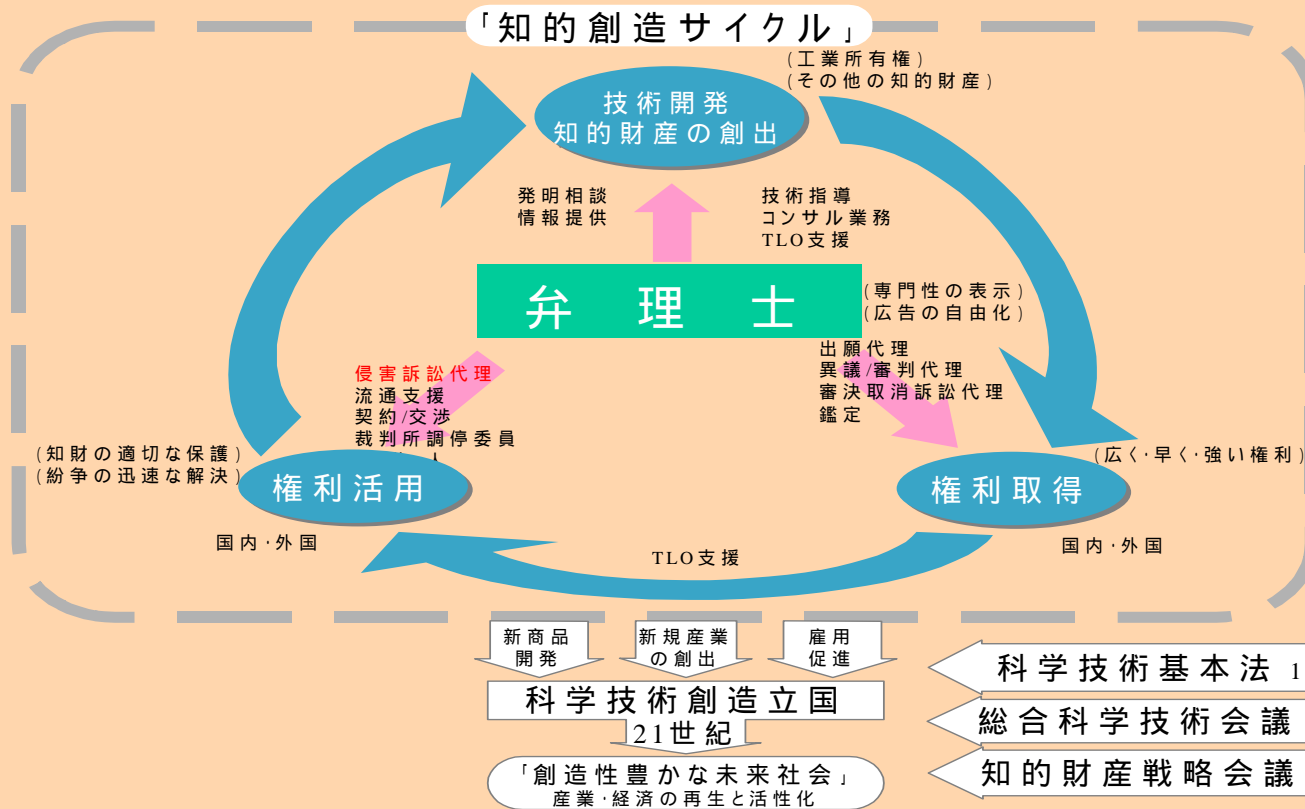
弁理士業務の内容

知的財産の創造、

知的財産の保護、

知的財産の活用

知的財産業務における弁理士の関わり



©1999 弁理士会

A D R への弁理士の関与の現状と可能性

1 . A D R の類型と弁理士の関与の現状

司法型 ADR（裁判所において行われる民事調停、家事調停等）

【弁理士の役割】

裁判所における民事調停委員

行政型 ADR（公害等調査委員会、建築工事紛争審査会、国民生活センター等の行政委員会、行政機関等によって行われる仲裁、調停、斡旋等）

民間型 ADR（交通事故紛争処理センター、弁護士会仲裁センター、国際商事仲裁協会、日本知的財産仲裁センター等の民間組織、業界団体等が運営する機関によって行われる仲裁、調停、斡旋等）

【弁理士の役割】（弁理士法第4条2項2号）

日本知的財産仲裁センターの運営、同センターにおける調停人・仲裁人あるいはドメイン名紛争処理機関のパネリストとして選任され、ドメイン名紛争について裁定を下す、同センターにおける仲裁手続代理人あるいはドメイン名紛争処理のための裁定手続代理人、同センターにおける調停・仲裁補佐人、国際商事仲裁協会における仲裁手続代理人

2. 今後の弁理士のADRへの関与について（可能性）

知的財産分野におけるADRに期待される役割、知的財産に関わる紛争解決に望まれる事項とは、

- イ) 知的財産についての専門的知見の十分な活用
- ロ) 迅速処理
- ハ) 技術内容の非公開

ADRが知的財産に関わる紛争解決に適する。

3. 弁理士のADRへの関与にあたっての適性

ADRの担い手（調停・仲裁人等）に求められる事柄

- イ) 法律的知見
- ロ) 専門的知見（例えば、特許に関わる技術）
- ハ) 調停術的能力

ADRにおける代理人に求められる事柄

- イ) 法律的知見
- ロ) 専門的知見（例えば、特許に関わる技術）
- ハ) 対話術的能力

弁理士の資質と知的財産分野におけるADRへの関与にあたっての適性

（弁理士の資質・適性）

- ・ 前述のような法律的知見、特許に関わる技術等についての専門的知見、調停術的能力、対話術的能力等々の資質を有した存在
- ・ それゆえ、弁理士は知的財産分野におけるADRに、調停・仲裁人等のADRの担い手として、あるいは手続の代理を行う代理人として関与するに十分な適性が認められる

弁理士の知的財産分野における ADR への発展的関与

司法型 ADR への発展的関与

今後、知的財産関係の紛争の急速な増加予想

知的財産関係の民事調停事件における弁理士の更なる活用（裁判所における民事調停委員としての弁理士の大規模な増員）

民間型 ADR への発展的関与

既存の「日本知的財産仲裁センター」、「国際商事仲裁協会」の拡充・活性化と新たな民間組織の創設

知的財産関係の民間 ADR に対する知的財産分野の専門家として弁理士の発展的関与

弁理士に対する ADR の観点からの人材養成システムの整備

- イ) 日本弁理士会による、信頼される調停・仲裁手続の代理人としての弁理士を多数養成するための人材養成システム
- ロ) ADR 機関による、一層信頼される調停・仲裁人として弁理士を養成するための人材養成システム

A D R への弁理士の関与に際しての今後の課題

裁判所と日本知的財産仲裁センターとの連携

裁判所の調停に関し、判断内容が技術的範囲に属するか否かの判定など、極めて技術的専門的である場合、その判断を裁判所から A D R 機関である日本知的財産仲裁センターへ委嘱するなど、裁判所と日本知的財産仲裁センターとの連携を図るべきである。

弁理士が行い得る仲裁代理等の業務範囲について

著作権が範囲外となっている。(弁理士法4条2項2号)

一方、日本知的財産仲裁センターでは、その業務範囲に著作権が含まれており、両者の業務範囲に矛盾が生じている。

水際（税関）での知的財産権侵害物品の輸入阻止

侵害の有無認定に関し、日本知的財産仲裁センターのより積極的な関与がなされるべきである。

特許庁の判定制度と日本知的財産仲裁センターの業務の関係

判定制度の廃止論。

日本知的財産仲裁センターが、判定制度の代替を担う案が浮上。財政的な裏付けが必要となる。

A D R への法的効力付与について

日本知的財産仲裁センター、国際商事仲裁協会など民間型 A D R に関する利用について、時効中断効の付与等の明確な法的効果の付与が必要と考えられる。